

第7期豊岡市障害福祉計画 (案) 第3期豊岡市障害児福祉計画

障害のある人もない人も 共に支え合い
自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり
～多様性を受け入れる社会をめざして～



2024年3月

豊 岡 市

TOYOOKA CITY



目 次

- 第1章 計画策定にあたって
 - 第1節 計画策定の背景と趣旨
 - 第2節 計画の位置づけ
 - 第3節 計画の期間
 - 第4節 計画の策定体制
- 第2章 基本理念
- 第3章 障害のある人等の現状と課題
 - 第1節 グループインタビューの概要と課題
 - 第2節 障害者自立支援協議会からの主な意見
 - 第3節 障害福祉計画の主な課題
- 第4章 第7期障害福祉計画
 - 第1節 基本的な考え方
 - 第2節 第6期障害福祉計画の進捗状況
 - 第3節 成果目標
 - 第4節 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策
 - 第5節 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策
- 第5章 第3期障害児福祉計画
 - 第1節 基本的な考え方
 - 第2節 第2期障害児福祉計画の進捗状況
 - 第3節 成果目標
 - 第4節 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策
- 第6章 計画の推進体制と進行管理

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

1. 国及び兵庫県の動向

国では、障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」を2007年9月に署名、2014年1月に批准し、同年2月に発効しました。

2022年9月に本条約に基づく国際連合の「障害者の権利委員会」により日本の障害者政策が初めて審査され、精神科医療や障害者教育などについて改善の勧告がなされています。

この条約を批准する前後、2011年8月に「障害者基本法」が改正され、地域社会での共生や社会的障壁の除去が規定されました。その内容を踏まえ、2012年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が、2013年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が、施行されました。

また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「精神保健福祉法」、「発達障害者支援法」、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」などが改正され、障害者を取り巻く環境が大きく変わってきています。

さらに、2016年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が2021年5月に改正され、これまで努力義務とされていた事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が2024年4月から義務化される予定となっています。

また、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、2021年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、国や地方公共団体等の責務が明記され、さらなる支援が求められています。

兵庫県では、2022年3月に策定した「第2期ひょうご障害者福祉計画」（対象期間：令和4年度～令和8年度）で、兵庫県の障害福祉施策推進のための基本的方針や目標などを明らかにした上で、人口推移や地域情勢、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、福祉・雇用・消費・地域安全など幅広い分野について、あるべき施策や望ましい社会像を想定し、その現実に向けて進んでいくための指針が示されています。

また、2023年4月に高齢者、障害者、乳幼児を同伴する人など移動や宿泊に困難を伴う人が、行きたいところに旅行できる環境を整備するために「高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する条例（通称：ユニバーサルツーリズム推進条例）」が施行され、高齢者や障害者等の「受入体制の充実」や「情報等を得られる機会の確保」、ユニバーサルツーリズムの推進に関する「気運の醸成」に取り組んでいく方針とされています。

2. 本市の取組

これまで市が進めてきたさまざまなまちづくりの施策は、「命への共感に満ちたまち」の実現をめざした「いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」に基づいて行っています。本条例は、「命は限られている」、「命はつながっている」、「命は支え合っている」の3つの視点に立って、まちづくりの基本的な柱や長期目標を定め、一つ一つの取組みを積み重ね、みんなが幸せを感じられる「命への共感に満ちたまち」を創っていくこととしています。

また、当面の12年間で「命への共感に満ちたまち」を実現していくための指針として基本構想を定め、まちの将来像を「小さな世界都市・Local & Global City」として実現に取り組んでいます。

具体的な取り組みとして、「多様性を受け入れ、支え合うリベラルな気風がまちに満ちている」においては、障害の有無、性別、年齢差、国籍の違い、価値観・文化・習慣の違いなど、多様性を受け入れ、共生するまちを教育、社会、経済、文化などの活動の中で築いていくことを示しています。

ここ数年は新型コロナウイルス感染症により社会生活や日常生活に大きな制約を受けてきましたが、今後はコロナ禍後の生活様式を踏まえながら、本市の取組みを進めていくことが必要です。

3. 計画策定の趣旨

本市では、障害者施策の推進に努めるとともに、必要とされる障害福祉サービスを確保し、障害者福祉を推進するため、2021年2月に「障害のある人もない人も共に支え合い自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり～多様性を受け入れる社会をめざして～」を基本理念として、「障害者計画」（対象期間：2021～2026年度）と「第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画」（対象期間：2021～2023年度）を一体で「障害者福祉計画」として策定し、各施策に取り組んできました。一方、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）を取り巻く社会環境の変化に伴う新しい課題は様々で、引き続きニーズに合った施策を推進していく必要があります。

このたび、2023年度末で「第6期障害福祉計画」、「第2期障害児福祉計画」が終了するため、改めて、市における障害者等の状況等を踏まえ、「第7期障害福祉計画」、「第3期障害児福祉計画」を策定するものです。

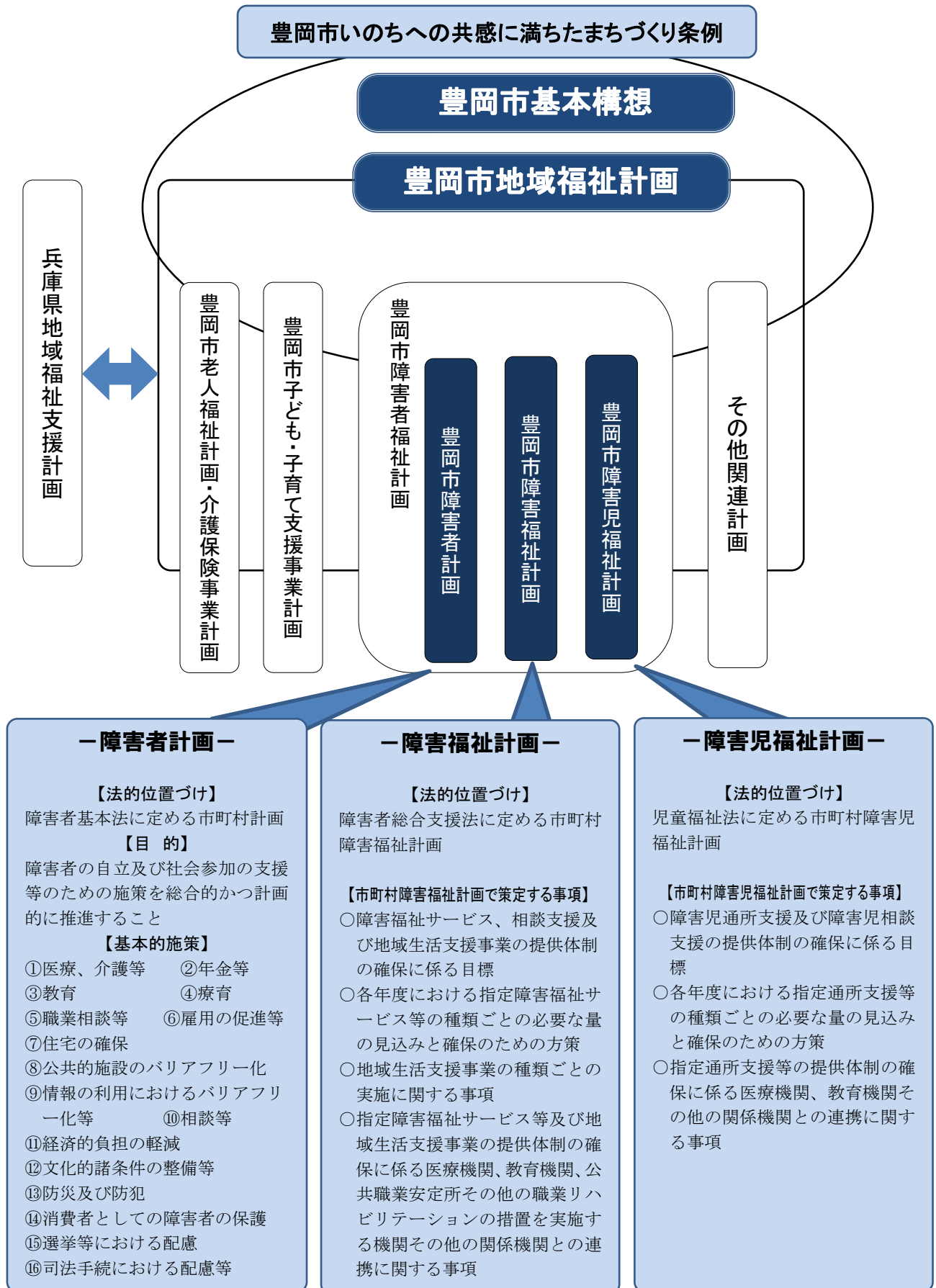
第2節 計画の位置づけ

「第7期障害福祉計画」は障害者総合支援法に定める市町村障害福祉計画として、「第3期障害児福祉計画」は児童福祉法に定める市町村障害児福祉計画として、障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量や確保策、施策目標などについて規定しています。

また、本計画は、「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」の理念のもと、「豊岡市基本構想」や「豊岡市地域福祉計画」を上位計画として、個別計画である「豊岡市老人福祉

計画・介護保険事業計画」、「豊岡市子ども・子育て支援事業計画」及びその他関連計画との整合性を図りながら推進します。

豊岡市障害者福祉計画 位置づけ



第3節 計画の期間

「第7期障害福祉計画」と「第3期障害児福祉計画」は、2024年度から2026年度までの3年間を計画期間としています。

なお、計画期間内であっても必要に応じて計画を見直すこととします。

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026
障害者計画	2021～2026 年度					
障害福祉計画	2021～2023 年度 (第6期)			2024～2026 年度 (第7期)		
障害児福祉計画	2021～2023 年度 (第2期)			2024～2026 年度 (第3期)		

第4節 計画の策定体制

1. 障害者福祉計画策定・推進委員会の設置

計画策定にあたっては、障害者団体の代表者、地域団体の代表者、福祉・医療関係者、学識経験者、公募市民、関係行政職員など17人で構成された豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会を設置し、計画内容などについて検討しました。

2. グループインタビューの実施

障害者等の福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、計画への住民参画のひとつとして、当事者及び家族、支援者等が感じている課題や意見などを直接聞きました。

3. 障害者自立支援協議会の意見聴取

豊岡市障害者自立支援協議会に、市の障害者支援の現状を踏まえた地域課題や必要な施策などを聴取しました。

4. パブリックコメントの実施

計画策定にあたっては、計画（案）について、市民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

第2章 基本理念

「障害のある人もない人も 共に支え合い 自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」 ～多様性を受け入れる社会をめざして～

2021 年2月に策定した「豊岡市障害者福祉計画」では、「障害のある人もない人も共に支え合い 自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり～多様性を受け入れる社会をめざして～」を基本理念としています。

今回見直しする「第7期障害福祉計画」「第3期障害児福祉計画」でもこの基本理念を引き継ぎます。

第4章 第7期障害福祉計画

第1節 基本的な考え方(略)

第2節 第6期障害福祉計画の進捗状況(略)

第3節 成果目標(略)

第4節 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

見込量は、2021年度から2023年度までの3か年の障害福祉サービスの実績を確保することとしましたが、新型コロナウイルス感染症による影響が大きい場合等は、個々の状況を考慮しました。

確保のための方策は、障害福祉サービスを提供できる体制や見込量を確保するための取組を示しています。

(1) 訪問系サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事の援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に、自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や外出時の移動中の介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動が困難な方に外出時の移動の補助及び外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。
行動援護	知的又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする重度障害者に対し、行動上の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障害者で、介護の必要の程度が著しく高い場合に、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的にを行います。

サービス種別		2024年度	2025年度	2026年度
居宅介護	人	121	121	121
	時間	1,300	1,300	1,300
重度訪問介護	人	9	9	9
	時間	1,040	1,040	1,040
同行援護	人	19	19	19
	時間	95	95	95
行動援護	人	13	13	13
	時間	199	199	199
重度障害者等包括支援	人	0	0	0
	時間	0	0	0

※数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用時間」

【見込量設定の考え方】

- 居宅介護では、2023 年 9 月末の支給決定者数 121 人を 2024 年度の目標とし、ニーズに対応できるよう計画値を設定します。総利用時間の計画値は、2022 年度の利用時間÷利用人数により、一人あたりの利用時間を基に設定しました。
- 重度訪問介護では、2022 年度の実績 9 人を計画値としています。総利用日数も 2022 年度の実績を計画値として設定しています。
- 同行援護、行動援護では、新型コロナウイルス感染症以前の 2019 年度の実績値を確保するように設定しました。

【見込量確保のための方策】

- 障害者がヘルパーとして活躍できる仕組みを検討し、サービス供給体制の充実を図ります。
- 日常生活を支える医療サービスとして訪問看護のニーズも高まっており、福祉と医療の連携の強化に向けて取組を進めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	サービス内容
生活介護	常に介護が必要な障害者に、主に昼間、事業所において、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供等のサービスを行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的・精神障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事に必要な訓練、生活等に関する相談等の支援を行います。
就労選択支援	2025 年度までに開始予定。障害者と事業所が、就労に必要な配慮や課題、能力、適性について共に整理・評価（就労アセスメント）することで、適切な一般就労や就労系障害福祉サービスにつなげます。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障害者で、企業等への雇用が見込まれる方が対象となります。 事業所における作業や、企業実習、適正に合った職場探し、就労後における職場定着のために必要な相談等のサービスを行います。
就労継続支援 A型	企業等に雇用されることが困難な障害者であって、事業所において雇用契約に基づく就労が可能な 65 歳未満の方が対象となります。 一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを行います。
就労継続支援 B型	企業等での就労経験があっても、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障害者や、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった障害者が対象となります。 雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の場、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等のサービスを行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて、必要となる支援を行います。
療養介護	医療的ケアを要する障害者で常時介護を要する方が対象となります。 主に昼間、病院その他施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上の支援を行います。
短期入所	介護者が病気の場合等の理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な方を対象に入浴、排せつ、食事等の介護等のサービスを行います。

サービス種別		2024 年度	2025 年度	2026 年度
生活介護	人	240	240	240
	人日	4,900	4,900	4,900
自立訓練（機能訓練）	人	2	2	2
	人日	25	25	25
自立訓練（生活訓練）	人	2	2	2
	人日	20	20	20
就労選択支援	人	—	0	0
就労移行支援	人	11	11	11
	人日	100	100	100
就労継続支援 A 型	人	10	10	10
	人日	160	160	160
就労継続支援 B 型	人	320	320	320
	人日	5,700	5,700	5,700
就労定着支援	人	4	4	4
療養介護	人	18	18	18
短期入所（福祉型）	人	77	77	77
	人日	340	340	340
短期入所（医療型）	人	5	5	5
	人日	11	11	11

※数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

※就労選択支援は2025年度から新設予定

【見込量設定の考え方】

- 生活介護では、3か年の利用人数は増減しているため3か年の平均値を確保することで計画値を設定しています。延利用人数は2023年度の一人あたりの利用時間をもとに設定しています。
- 自立訓練（生活訓練）では、2022年度の人数を確保することとしました。総利用日数は、2023年度の実績見込みが2022年度と比較して増加していることを考慮し、計画値を設定しています。
- 就労移行支援では、2023年度の実績見込み11人を計画値と設定しています。総利用日数は2023年度の実績見込みを計画値と設定しています。
- 就労継続支援 A 型は、1事業所で定員10人であり、その定員数を目標値として設定しています。総利用日数は、2023年度の実績見込みを計画値と設定しています。
- 就労継続支援 B 型では、2021～2023年度の実績からニーズの高さが見られますが、利用人数は2023年度の実績見込みを目標値としています。総利用日数は、2023年度の1人あたり日数を基に設定しています。

- ・ 就労定着支援では、2026年度末の一般就労移行数の目標値 11 人のうち4人を2024年度以降毎年の目標としています。
- ・ 療養介護では、過去3年間では概ね計画値通りであることから、これを計画値として設定しています。
- ・ 短期入所（福祉型）については、2022年度実績の77人を目標値としています。総利用日数は、2021年度から2023年度の1人あたりの日数の平均を基に設定しています。短期入所（医療型）については、2023年度の実績見込みを計画値として設定しています。

【見込量確保のための方策】

- ・ 利用者が住み慣れた地域で安心して生活や活動ができるように、各地域の状況を把握し、サービスの向上に努めます。
- ・ 就労移行支援、就労継続支援では、公的機関においては、障害者優先調達推進法に基づく優先発注を周知することで、授産商品の購入の働きかけを推進し福祉的就労を支援します。
- ・ 医療的ケアを必要とする重度の障害児・者の日中や夜間の支援については、新たな施設整備の機会を捉えて、できる限りのバックアップを図っていきます。

(3) 居住系サービス

サービス種別	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか必要な日常生活上の支援を行います。

サービス種別		2024 年度	2025 年度	2026 年度
自立生活援助	人	1	1	1
（うち、精神障害者）	人	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	人	145	150	155
（うち、精神障害者）	人	40	41	42
施設入所支援	人	117	116	115

※数値は1か月当たりの利用人員

【見込量設定の考え方】

- ・ 自立生活援助では、市内に事業所がなく現状では利用がありませんが、今後の利用を想定して設定しています。
- ・ 共同生活援助（グループホーム）では、利用ニーズは高く、今後も増加傾向にあり、5名ずつ増加させています。
- ・ 施設入所支援では、2022 年度末の入所者数は 121 人で削減率 5% を目標としている為、1 名ずつ減らしています。

【見込量確保のための方策】

- ・ 共同生活援助では、単身生活が困難な方の居住の場としての機能を維持しつつも、一方で、単身生活へ移行するための中間施設としても機能するよう、グループホームを運営する事業所や相談支援専門員をはじめ、関係者がグループホームの役割について共通認識を持っていますが、経済的な問題等で単身生活へ移行できていません。そのため、移行の障害となる課題の解決方法について、関係者で検討していきます。
- ・ 共同生活援助及び施設入所支援におけるサービスの提供状況を把握し、利用者や家族への情報提供を行います。
- ・ 必要な支援ができるよう国県補助等の動向に注視していきます。

(4) 相談支援

事業名	事業内容
計画相談支援 （サービス等利用計画作成）	障害福祉サービスの利用者に対し、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス事業者や関係機関との連絡調整を行い、サービスが計画に基づいて適正に提供されているかモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験利用等必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障害者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行います。

サービス種別		2024 年度	2025 年度	2026 年度
計画相談支援	人	170	170	170
地域移行支援	人	2	2	2
（うち、精神障害者）	人	2	2	2
地域定着支援	人	20	20	20
（うち、精神障害者）	人	17	17	17

※計画相談支援は1 か月当たりの利用人員（モニタリング含む）

※地域移行支援、地域定着支援は1 年間の利用人員

【見込量設定の考え方】

- 計画相談支援では、利用者の状況に応じてきめ細やかなモニタリングが必要です。2021～2023 年度の平均値 170 人で推移していく見込みです。
- 地域移行支援では、高齢の方や支援が困難な方が多くなると見込まれますが、2022 年度の実績値を確保することとしました。
- 地域定着支援では、地域移行支援の利用者に合わせ、2022 年度の実績値を計画値として設定しています。

【見込量確保のための方策】

- 市単独の相談支援推進事業補助金の活用により相談支援専門員の確保に努めます。
- 困難事例等については、基幹相談支援センターや主任相談支援専門員との連携により体制の強化を図ります。
- 当事者や家族などが気軽に相談できるように、情報の発信や啓発に努めます。
- 支援体制が確立しているケースはセルフプランに移行するなど、より必要な人が優先的に相談支援できるよう調整に努めます。
- 豊岡市障害者自立支援協議会を活用し、相談支援専門員の連携を強化し、事業の効率化や担い手の確保、相談員のスキルアップに努めます。
- 障害者の相談支援事業所のみならず、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや生活困窮者自立支援対策に基づく総合相談・生活支援センター等各分野の相談機関とも連携し、様々な複合的な課題を抱えるケースの把握やその対応を推進するなど、総合的な相談体制の充実努めます。
- 兵庫県豊岡健康福祉事務所が開催する精神障害者地域移行・地域定着戦略会議の取組に歩調を合わせ、地域移行支援・地域定着支援の対象者を把握し、対象者が安定した地域生活に移行・定着していけるよう適切なサービス提供に努めます。

第5節 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域住民に対して障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う事業です。

事業名		2024 年度	2025 年度	2026 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- ・ 障害のある人への正しい理解を深めるために、障害の有無に関わらず気軽に交流できる場の提供を行うほか、出前講座の案内などを実施します。
- ・ 広報紙による啓発活動を行います。

(2) 自発的活動支援事業

事業名	事業内容
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族等による交流会活動等、地域において自発的に行われる活動を支援するものです。

事業名		2024 年度	2025 年度	2026 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- ・ 障害のある人及びその家族がお互いに悩みを共有し、負担軽減に繋がるよう、効果的な支援方法を検討します。

(3) 相談支援事業

事業名	事業内容
障害者相談支援事業	障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的、専門的な相談支援や地域の相談機関との連携強化の取組等を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門的職員の配置、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取組を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望し保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等を行います。

事業名		2024 年度	2025 年度	2026 年度
障害者相談支援事業	箇所数	4	4	4
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

【見込量確保のための方策】

- ・ 4つの相談支援事業所の連携を深め、多様な障害の特性に対応できるように充実を図ります。
- ・ 困難事例等については、基幹相談支援センターや主任相談支援専門員との連携により体制の強化を図ります。
- ・ 障害者の相談支援事業所のみならず、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや生活困窮者自立支援対策に基づく総合相談・生活支援センター等各分野の相談機関とも連携し、様々な複合的な課題を抱えるケースの把握やその対応を推進するなど、総合的な相談体制の充実に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

事業名	事業内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者及び精神障害者に、成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部を補助します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適性に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業です。

事業名		2024 年度	2025 年度	2026 年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

※数値は年間の利用人数

【見込量確保のための方策】

- ・成年後見制度の周知・啓発
- ・成年後見制度の利用促進

適切な市長申立ての実施への取り組み、市長申立ての費用助成を継続します。また、手続き費用の負担が難しい人も制度の利用ができるための支援体制について研究します。

- ・地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期における相談支援体制の整備、意思決定支援・虐待防止を重視した成年後見制度の運営を念頭に、「中核機関」「協議会」の設置について研究します。

- ・権利擁護人材の育成

法人後見の動きがある場合に、支援のあり方を検討します。

(5) 意思疎通支援事業

事業名	事業内容
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、手話奉仕員の養成、点訳・音訳等による支援を行います。

事業名			2024 年度	2025 年度	2026 年度
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	500	500	500
	手話通訳者設置事業	人	1	1	1

※手話通訳者・要約筆記者派遣事業は年間の利用件数

【見込量設定の考え方】

- ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業では、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、派遣件数の増加が見込まれるため、2023 年度の利用件数見込みを計画値として設定しています。

【見込量確保のための方策】

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会などと連携し、養成講座等の見直しを行い手話通訳者・要約筆記者の人材育成に努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

事業名	事業内容
日常生活用具給付等事業	在宅で生活している重度の障害者の日常生活上の便宜を図るため、障害の種別や程度に応じて日常生活用具の給付を行います。

種目		2024 年度	2025 年度	2026 年度
介護・訓練支援用具	件	6	6	6
自立生活支援用具	件	10	10	10
在宅療養等支援用具	件	13	13	13
情報・意思疎通支援用具	件	12	12	12
排泄管理支援用具	件	2,340	2,340	2,340
居宅生活動作補助用具	件	2	2	2
計	件	2,383	2,383	2,383

※数値は年間量

【見込量設定の考え方】

- 用具により増減があるため、2020 年度から 2022 年度の実績値の平均を計画値に設定しています。

【見込量確保のための方策】

- 障害者福祉のしおりなどを通じて利用者への周知を図ります。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

事業名	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を行います。

事業名		2024 年度	2025 年度	2026 年度
手話奉仕員養成研修事業	人	10	10	10

※数値は年間の養成研修修了者数

【見込量設定の考え方】

- 偶数年は導入・入門課程、奇数年は基礎課程と研修内容が異なるため、2020、2021年度の実績値を確保することで計画値を設定しています。

【見込量確保のための方策】

- 公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会などと連携し、養成講座等の見直しを行い手話通訳者・要約筆記者の人材育成に努めます。

(8) 移動支援事業

事業名	事業内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。

		2024 年度	2025 年度	2026 年度
実利用者数	人	60	60	60
利用時間数	時間	2,400	2,400	2,400

※数値は年間量

【見込量設定の考え方】

- 新型コロナウイルス感染症以前の 2019 年度の実績値を確保することで計画値を設定しています。

【見込量確保のための方策】

- 障害者がヘルパーとして活躍できる仕組みを検討し、サービス供給体制の充実を図ります。

(9) 地域活動支援センター

事業名	事業内容
地域活動支援センター	地域で生活する障害者に、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供したり、地域との交流促進を行います。

サービス種別			2024 年度	2025 年度	2026 年度
地域活動支援センター	実利用者数	人	73	81	90
	箇所数	箇所	9	9	9

※数値は年間量

【見込量設定の考え方】

- ・ 地域活動支援センターの定員の70%にあたる90人を2026年度の計画値として、増加させていくことで設定しています。

【見込量確保のための方策】

- ・ 障害者が日常生活をより豊かに過ごせるように、センター間の横の連携を図り、一人ひとりに応じた活動内容のレベルアップに努めます。
- ・ 対象者を拡大したことにより利用者の増加を図ります。

(10) その他の事業・任意事業

事業名	事業内容
訪問入浴サービス事業	在宅で生活している重度の身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
日中一時支援事業	障害者の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、事業所等において活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。
レクリエーション活動等支援事業	障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者等がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室やスポーツ大会などを開催し、障害者が社会参加活動を行うための必要な支援を行います。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害者のために、CDによる声の広報など、地域生活を送るうえで必要な情報を定期的に提供します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

サービス種別			2024 年度	2025 年度	2026 年度
訪問入浴サービス事業	月平均利用者数	人	10	10	10
日中一時支援事業	月平均利用者数	人	24	24	24
レクリエーション活動等支援事業	利用者延人数	人	1,222	1,222	1,222
点字・声の広報等発行事業	利用者実人数	人	55	55	55
自動車運転免許取得・改造助成事業	利用者延人数	人	7	7	7

※数値は年間量

【見込量確保のための方策】

- ・ 日中一時支援では、障害者の日中活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息のために利用できるよう、サービス提供事業者の育成と確保に努めます。
- ・ 利用者のニーズを的確に把握し、適正な事業実施に努めます。

第5章 第3期障害児福祉計画

第1節 基本的な考え方(略)

第2節 第2期障害児福祉計画の進捗状況(略)

第3節 成果目標(略)

第4節 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策

(1) 障害児通所支援

サービス種別	サービス内容
児童発達支援	就学前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業終了後または夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に、その施設等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害児であって、障害児通所支援を利用するための外出が著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

サービス種別		2024 年度	2025 年度	2026 年度
児童発達支援	人	140	140	140
	人日	476	476	476
放課後等デイサービス	人	238	238	238
	人日	1,333	1,333	1,333
保育所等訪問支援	人	19	19	19
	人日	38	38	38
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0
	人日	0	0	0

※数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、実績値が計画値を上回る場合、兵庫県が総量規制を実施する場合があります。

【見込量設定の考え方】

- 児童発達支援では、乳幼児健診時のスクリーニング実施により、発達障害児の早期発見が進み、2020年度から2022年度にかけて、新規支給決定者数は年々増加しており、毎年15名前後の増加がみられました。また、新たに児童発達支援事業所が開設される予定であり、2023年度実績見込みに15名を加えた人数を計画値とします。総利用日数は、2023年度の1人あたりの人日を基に設定しました。

- ・ 放課後等デイサービスでは、2023 年度実績見込みに児童発達支援の増加に伴う放課後等デイサービスへの切替えの増加見込み 15 名を加えた人数を計画値とします。総利用日数は、2023 年度の1人あたりの人日を基に設定しました。
- ・ 保育所等訪問支援では、2023 年度実績見込みが、児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者の5%であり、児童発達支援と放課後等デイサービスの計画値の5%に設定しました。総利用日数は、年2回の利用を想定しています。
- ・ 早期発見の成果は概ね獲得できており、総量の増加が概ねピークとなる見込みのため、2025 年度以降も同値とします。

【見込量確保のための方策】

- ・ 児童発達支援では、乳幼児健診時のスクリーニングの実施による発達障害児の早期発見・早期療育に対応できるよう通所支援体制の確保に努めます。
- ・ 放課後等デイサービスでは、地域における障害のある児童の放課後等の居場所の確保に努めます。
- ・ 保育所等訪問支援では、利用者が利用しやすくなるよう事業所や学校との連携に努めます。
- ・ 真に児童発達支援や放課後等デイサービスが必要な方が利用できるよう、対象者を拡大した地域活動支援センターとのすみわけを行います。

(2) 障害児相談支援

障害児が、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画案を作成し、通所開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

サービス種別		2024 年度	2025 年度	2026 年度
障害児相談支援	人	60	60	60

【見込量設定の考え方】

- ・ 障害児相談支援では、2023 年度における児童発達支援と放課後等デイサービスの新規申請見込み者数を計画値とします。

【見込量確保のための方策】

- ・ 市単独の相談支援推進事業補助金の活用により相談支援専門員の確保に努めます。
- ・ 子どもの成長に応じた途切れのない支援が継続できるように、各関係機関の連携の強化を図ります。
- ・ 障害児が円滑に通所支援を受けられるよう、相談支援体制の構築を図ります。